○生駒市建築審査会条例施行規則

平成6年4月1日 規則第16号

生駒市建築審査会条例施行規則をここに公布する。

生駒市建築審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市建築審査会条例(平成6年3月生駒市条例第8号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理者)

第2条 会長及び会長の職務を代理するためあらかじめ選ばれた者ともに事故があるとき は、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議録)

- 第3条 会長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。
- 2 会議録には、会議において定められた2人以上の委員が署名押印しなければならない。

(幹事及び書記)

- 第4条 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 2 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。